

住民票の写しの交付制度等の見直しに関する論点について

I 住民票の写しの交付請求について

1 交付請求できる場合等

- 現行法では、「何人」でも住民票の写しの交付を請求することができるが、交付請求できる場合を限定することとするか。
また、限定するとして、どのような場合に限ることとするか。戸籍謄抄本に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。
- 現行法では、自己又は同一世帯員による請求の場合については、請求事由を明らかにしなくてもよい（法 12 条 3 項ただし書、住民票省令 3 条 1 号）が、これについて、どのように考えるか。
- 現行法では、①国・地方公共団体の職員による職務上の請求、②弁護士、行政書士等による職務上の請求については、請求事由を明らかにしなくてもよい（法 12 条 3 項ただし書、住民票省令 3 条 2 号・3 号）が、これについて、どのように考えるか。
また、請求事由を明らかにすることとした場合、どの程度まで、明らかにさせる必要があるか。戸籍謄抄本に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。

2 本人確認等

- 交付請求できる場合における本人確認等の手続きをどのように行うべきか。
住民基本台帳カードなどの本人確認書類の提示等について、どのように位置付けるか。
また、戸籍謄抄本に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。
- 郵送による請求、代理人・使者による請求について、どう考えるか。
また、戸籍謄抄本に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。

3 その他

- 交付請求書の開示について、どのように考えるか。
また、戸籍謄抄本に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。
- 住民票の写しの交付に際しての証明事項について、何らかの見直しを行う必要はあるか。

Ⅱ 届出の際の本人確認について

1 届出人の本人確認の方法

- 転出届、転入届等における本人確認等の手続きについて、どのように考えるか。

また、本人確認書類の提示等について、どのように位置付けるか。戸籍の届出に係る議論と、特段異なる取扱いとすべきものはあるか。

2 届出人の本人確認ができない場合の措置

- 転出届、転入届等の届出人の本人確認ができない場合において、確認の方法をどのように考えるか。

また、戸籍の届出（婚姻届出等）においては、届出受付後、届出人に通知し、一定期間経過後に受理する等の措置を含め検討が行われているが、戸籍と同様の取扱いとする必要があるか。

Ⅲ その他

1 戸籍の附票等の写しの交付について

- 戸籍の附票の写しの交付の取扱いについて、原則として、住民票の写し等の交付に準ずることとしてよいか。

- 住民票の除票の写しの交付の取扱いについて、住民票の写し等の交付に準ずることとしてよいか。

2 罰則について

- 現行法では、偽り等により住民票の写し等の交付を受けた者は10万円以下の過料に処せられることとなっている（法50条）が、制裁をさらに強化することについて、どう考えるか。